# 様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1 -①を用いること。

学校名	深川市立高等看護学院						
設置者名	深川市	代表者	深川市長	田中昌幸			

# 1.「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信の場合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護科3年課程	夜 ・ 通信	99単位 3000時間	97単位 3000時間	

## (備考)

#### 旧課程

保健師助産師看護師学校養成所指定規則には以下のように定められている

第6 教育に関する事項

## 2 履修時間数等

## (3) 看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、3年過程及び3年課程(定時制)に当たっては、97 単位以上で3000時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

課程名	学科名	夜間・通信の場合	実務経験のある教員等による授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護科3年課程	夜 ・ 通信	104 単位 3075 時間	102 単位	

# (備考)

# 新課程

保健師助産師看護師学校養成所指定規則には以下のように定められている 第6 教育に関する事項

## 2 履修時間数等

### (3) 看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、3年過程及び3年課程(定時制)に当たっては、102 単位以上での講義、実習等を行うようにすること。

2.	「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法
	https://www.city.fukagawa.lg.jp/fukabyo/gakuin/
3.	要件を満たすことが困難である学科
	学科名 (困難である理由)

様式第 2 号の 2 -②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者(公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等)は、この様式を用いること。

学校名	深川市立高等看護学院							
設置者名	深川市	代表者	深川市長	田中昌幸				

# 1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

. / (1 1/2 /	次内(Control volable Control v
名称	深川市立高等看護学院 運営会議
役割	運営会議 規定 学院の円滑なる運営を図るため運営会議を設け次の事項について学院長の 諮問に応ずるとともに必要と認めた場合は意見を具申する。 1)条例規則等の制定改廃に関すること 2)予算の編成及び執行計画に関すること 3)教育方針、教育計画及び教育内容に関すること 4)学生の募集定員及び身分等に関すること 5)その他運営上重要なこと 講師及び専任教員の確保に関すること、実習病院の実習体制整備に関するこ
	と、深川市に定着する学生の確保に関することなどの事業実施、学校の教育
	方針・教育内容の協議を行う役割を担っている。

# 2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考 (学校と関連する経歴等)
深川市立高等看護学院 元 教務課長	令和4年4月1日 ~令和6年3月31 日	
深川市立病院 元 事務部長	令和4年4月1日 ~令和6年3月31 日	深川市立高等看護学院 元 事務部長
(備考)		

## 様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	深川市立高等看護学院					
設置者名	深川市	代表者	深川市長	田中昌幸		

# ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法 や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

- ・授業計画書(シラバス)の作成過程 前年度の12月~1月に非常勤講師へ講義内容や時期・方法について説明し内諾を 得て、2月に正式に講師の依頼をするとともにシラバスの作成を依頼する。 専任教員は、前年度2月の教務会議にて授業内容や方法を検討し講義担当を決定し た後、シラバスを作成する。
- ・授業計画書の作成・公表時期 シラバスは前年度末までに作成し公表する。

授業計画書の公表方法 | https://www.city.fukagawa.lg.jp/fukabyo/gakuin/

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、 学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定して いること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

・単位授与又は履修認定の厳格かつ適正な実施状況 各学生の学修成果に基づき、深川市立高等看護学院学則(以下「学則」という)及 び深川市立高等看護学院履修等に関する規程(以下「規程」という)にのっとり、 授業科目履修及び成績評定を実施し、年度末の学校運営会議にて認定している。 3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとと もに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

・GPA等の客観的な指標の具体的な内容

授業科目ごとの成績評定は、100点をもって満点とし、優 (80点以上)、良 (79点~70点)、可 (69点~60点)及び不可 (60点未満)で表す。

臨地実習の実習評定は、5.0をもって満点とし、優(4.3以上)、良(4.2~3.5)、可(3.4~3.0)及び不可(3.0未満)で表し、評定を点数(100点満点)に換算する。

・客観的な指標の適切な実施状況

授業科目の成績及び実習評定で取得した点数の平均を求め客観的な指標とする。

客観的な指標の 算出方法の公表方法 https://www.city.fukagawa.lg.jp/fukabyo/gakuin/

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

・卒業の認定に関する方針の具体的な内容

本学院は、学校教育法及び保健師助産師看護師法に基づき、人間教育を基盤として 看護師に必要な専門的知識及び技術を習得させるとともに、看護に使命感と誇りを 持ち地域の保健・医療・福祉に貢献し得る看護者を育成することを目的としている。 卒業の要件は、学院に3年以上在学し、学則に定める教育課程、単位数及び時間数 を履修することとする。

欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めない。

・卒業の認定に関する方針の適切な実施状況 卒業認定は、学則及び規程に基づき、学校運営会議にて承認している。

卒業の認定に関する 方針の公表方法 https://www.city.fukagawa.lg.jp/fukabyo/gakuin/

# 様式第2号の4-②【4)財務・経営情報の公表(専門学校)】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4 -①を用いること。

学校名	深川市立高等看護学院
設置者名	深川市 代表者 深川市長 田中昌幸

# 1. 財務諸表等

7.4 424 84 44	
財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告(書)	

# 2. 教育活動に係る情報

# ①学科等の情報

分	野	課程名		学	科	名		専門士			高度専門士			
医療関	係	医療専門課	程	看護科3年課程				$\circ$						
修業	昼夜	全課程の修	了に必要	要な総		開設している授業の種類								
年限	生仪	授業時数又に	数又は総単位数			義	演	EE EE	実習	実	験	実技		
					1	1935			1035			30		
3年	昼	3000 時間	/99 単	鱼位		/75			/23			/1		
									单	<b>並は</b>	間/	/単位		
生徒総	定員数	生徒実員	うち昏	ち留学生数		数 専任		専任教員数		数	兼任教員		総	教員数
	66 人	22 人	·	0 .		0人 10		人	9人			19 人		

分	野	課程名	<u></u>	学科名			Ī	高度専門士	
医療関	係	医療専門課	程 看護科	程 看護科3年課程 ○ ○					
修業	昼夜	全課程の修	全課程の修了に必要な総			開設している授業の種類			
年限	生权	授業時数又に	は総単位数	講義	演習	実習	実験	倹	実技
			2010	0/0	1065	0/0	0	30	
3年	昼	3075 時間	/104 単位	/78		/25			/ 1
							単位時	寺間。	/単位
生徒総	定員数	生徒実員	うち留学生	数 専任	教員数	兼任教.	員数	総	教員数
	66 人	44 人	0	人	10 ,	人	58 人		68 人

# カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画)

# (概要)

カリキュラムに関することは「教育計画」に掲載し、年度初めに各学年に配布している。(添付資料参照)

シラバスは、前年度末までに作成し公表する。

## 成績評価の基準・方法

#### (概要)

各学生の学修成果に基づき、深川市立高等看護学院学則(以下「学則」という)及び深川市立高等看護学院履修等に関する規程(以下「規程」という)にのっとり、授業科目履修及び成績評定を実施し、年度末の学校運営会議にて認定している。授業科目の成績評定は、100点をもって満点とし、優(80点以上)、良(79点~70点)、可(69点~60点)及び不可(60点未満)で表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

臨地実習の実習評定は、5.0 をもって満点とし、優(4.3 以上)、良( $4.2\sim3.5$ )、可( $3.4\sim3.0$ )及び不可(3.0 未満)で表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

## 卒業・進級の認定基準

#### (概要)

卒業・進級の認定は、学則及び規程に基づき、学校運営会議にて承認している。

#### 【学則】

(授業科目履修・単位の認定及び成績・実習評定)

- 第12条 授業科目履修の認定は、別表に定める各授業科目の時間数に対して出席時間数が3分の2以上を満たした者に行う。
- 2 授業科目履修の認定を受けた者は、授業科目の成績評定に資する試験又は臨地実 習の実習評定を受けることができる。
- 3 単位の認定は、授業科目の成績評定又は臨地実習の実習評定に合格した者に行う。

(卒業の要件)

- 第24条 卒業の要件は、学院に3年以上在学し、第10条に定めるところにより履 修することとする。
- 2 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を 認めない。

## 【規程】

(単位の履修に関わる条件)

- 第13条 実習科目の履修においては、次の各号に掲げるものを進度の条件とする。
- (1) 基礎看護学 I・Ⅱ実習の実習評定が「可」以上で、基礎看護学Ⅲ実習の履修ができる。
- (2)基礎看護学Ⅲ実習の単位認定をされた者は、2年次の実習科目の履修ができる。
- (3) 2年次すべての実習の単位認定をされた者は、3年次の実習科目の履修ができる。
- (4) 統合実習は、卒業年度に履修ができる。

#### 学修支援等

## (概要)

担任及び学科担当教員が中心となり、支援が必要な学生に対して個別に行っている。実習においては、担当教員が実習施設へ出向き、指導にあたっている。

# 卒業者数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載) 卒業者数 進学者数 就職者数 (自営業を含む。) その他

 23 人
 0 人
 23 人
 0 人

 ( 100 %)
 ( 0 %)
 ( 100 %)
 ( 0 %)

(主な就職、業界等)

深川市立病院をはじめとする医療機関

## (就職指導内容)

個人面談

(主な学修成果(資格・検定等))

- ・看護師国家試験の受験資格
- ・保健師・助産師・養護教諭機関への受験資格
- ・専門士 (医療専門課程) の称号
- 大学への編入資格

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
68 人	1 人	1.47%

(中途退学の主な理由)

進路変更

(中退防止・中退者支援のための取組)

担任、教務課長、学生の3者面談。場合によって休学して考えるよう指導。

# ②学校単位の情報

# a)「生徒納付金」等

看護科 1年次     50,000 円     360,000 円     370,000 円       2年次     円     360,000 円     80,000 円       3年次     円     360,000 円     180,000 円	学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
3年次 円 360,000円 180,000円		50,000円	360,000円	370, 000円	
	2年次	円	360,000円	80,000円	
	3年次	円	360,000円	180,000円	
	_	円	円	円	

修学支援(任意記載事項)

深川市看護師修学資金 40,000 円/月 まで、または70,000 円/月まで。

# b) 学校評価

## 自己評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

https://www.city.fukagawa.lg.jp/fukabyo/gakuin/

## 学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制)

学校関係者評価は、自己評価の結果に基づいて教育目標や教育環境等について評価を 行い、教育水準の維持・向上に向けて改善を図り、学校運営の改善へつなげる。

## <実施方法>

1. 自己評価をもとに改善をすすめる

教職員が行った自己評価項目の結果をもとに、改善する課題の共通理解を深めて、学校運営の改善へつなげる。

- 2. 評価項目 (自己点検・自己評価項目)
  - 1)教育理念・目的
  - 2) 教育目標
  - 3)教育課程経営
  - 4) 教授・学習・評価過程
  - 5) 経営管理
  - 6) 入学
  - 7) 卒業・就職・進学
  - 8) 地域社会
  - 9)研究
  - 10) その他
- 3. 学校関係者評価の実施
  - 1) 原則として2年に1回開催する
  - 2) 直近に行った自己点検・自己評価の資料を基に評価を受ける
- 4. 評価委員の構成
  - 1) 実習施設関係者
  - 2) 卒業生代表
  - 3) 講師代表
  - 4) その他学院長が必要と認める者
- 5. 評価結果の活用方法

評価をもとに次年度の運営計画を立案し、教育の質の向上を図る

## 学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
市内の看護専門学校教務主任	令和4年4月1日~	教育に知見のある者
	令和6年3月31日	
元深川市立高等看護学院専任教員	令和4年4月1日~	教育に知見のある者
	令和6年3月31日	

# 学校関係者評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.city.fukagawa.lg.jp/fukabyo/gakuin/

第三者による学校評価(任意記載事項)

# c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.city.fukagawa.lg.jp/fukabyo/gakuin/

## (別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H101222800012		
学校名	深川市立高等看護学院		
設置者名	深川市 代表者 深川市長 田中昌幸		

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
	象者(家計急変 る者を除く)	12人	12人	12人
	第I区分	_	_	
内訳	第Ⅱ区分	_	_	
	第Ⅲ区分	_	_	
	・急変による †象者(年間)			0人
合計 (年間)				
(備考)				
	late) a la como de la	in a line to l		

- ※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅲ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。
- 2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数
- (1)偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認 定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより 認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専門科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了 できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数 の5割以下 (単位制によらない専門学校 にあっては、履修科目の単位 時間数が標準時間数の5割以 下)	0人		
出席率が5割以下その他 学修意欲が著しく低い状 況	0人		
「警告」の区分に連続し て該当	0人		
計	0人		
(備考)	▼田人)▽☆1井小ファ 1、		

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

		短期大学 (修業年限が2年のものに 等専門学校 (認定専攻科を含む。) 下のものに		及び専門学校(修業年限が2年以	
年間	0人	前半期		後半期	

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。) の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の 停止を受けた者の数

1; — 2 2 2 7 1 2 7 7 7	
3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

· 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10			
	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定 科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)及び専門学校(修業年限が2年以下のもの 限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校 にあっては、履修科目の単位 時間数が標準時間数の6割以 下)	0人		
GPA等が下位4分の1	0人		
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人		
111111	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。